相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西淀川区御幣島三丁目二四番地、最後の住所大阪市西淀川区御幣島六丁目一〇番二―七〇九号　被相続人　亡　比嘉　徳二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区大原野石見町二九六番地、最後の住所大阪市城東区中央一丁目一〇番三四号ストーク中央四〇四号近藤方

被相続人　亡　吉田　市郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区畑原通五丁目一番地の二三、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町松尾台二丁目一番地一二　G―一〇七

被相続人　亡　嶋田　久光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

兵庫県尼崎市武庫之荘二丁目二一番一五号二〇二号室　相続財産管理人　新井　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市川西二丁目一一九二番地、最後の住所山口県岩国市川西三丁目一二番四五号　被相続人　亡　相川　敬三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

山口県岩国市麻里布町七丁目六番四号

相続財産管理人　奥　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高松市川島東町九〇二番地三、最後の住所高松市新北町二七番二〇―三〇三

被相続人　亡　中井庄二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

高松市錦町二丁目三番一六号

相続財産管理人　弁護士　小早川龍司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡まんのう町勝浦一三〇四番地、最後の住所香川県丸亀市郡家町三二三〇番地三　被相続人　亡　尾上　茂利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階

相続財産管理人　籠池　信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女郡広川町大字久泉五七八番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　赤松　威志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

事務所福岡県八女市稲富一二四番地二

相続財産管理人　佐藤　由香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市迎町一丁目二四一番地、最後の住所熊本市城山薬師二丁目一〇番一〇号　被相続人　亡　吉村津代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

事務所熊本市細工町五丁目二八番一号　伊藤ビル二F　あかつき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　龍太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県石垣市字真栄里二八番地、最後の住所沖縄県名護市済井出一一九二番地　被相続人　亡　兼濵マイツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

沖縄県石垣市字登野城四七三番地の二

相続財産管理人　上原　二

無縁墳墓等改葬公告

この度、納骨壇使用者確認のため、無縁墳墓等に関する調査を実施致しております。墓地及び納骨壇使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十一月二十二日

一、墳墓等所在地　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　小野美知代・有馬智子・指宿眞知雄・鹿子田隆子・竹内末吉・桑山文子・溝口ハマ子・内田敬・坂口茂子・小窪哲夫・玉利弘子・坂井トミチヨ

一、墳墓等の名称　財団法人　新生田上霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　財団法人　新生田上霊園　代表理事　種子島　登

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一五一八号　平成十一年一月六日

(二)　商号　ＡＮＡセールス北海道株式会社

(三)　名称、住所及び代表者の氏名　ＡＮＡセールス北海道株式会社　札幌市中央区北四条西四丁目一番地　代表取締役　浅野　文郎

(四)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　札幌市中央区北四条西四丁目一番地

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年十月九日

四、当協会に預託した保証金等の額　金二百万円

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金二百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年十一月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿